

成長分野について

成長分野とは、食品、医薬品・医療機器、光・電子技術、環境関連(新エネ、次世代輸送機器等)、福祉機器、健康関連、ロボット、航空宇宙などの業種であり、具体的には、次の区分、対象施設に該当する場合が成長分野となります(要事前確認)。

| 区 分 | 対象施設 |
|---|--|
| 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 食料品製造業 (2) 清涼飲料製造業 (3) 酒類製造業 (4) 茶・コーヒー製造業 (5) 医薬品製造業 (6) 医療用機械器具・医療用品製造業 (7) X線装置製造業 (8) 医療用電子応用装置製造業 (9) 医療用計測機器製造業 | 工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。） |
| 1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 化学繊維製造業 (2) 炭素繊維製造業 (3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び医薬品製造業を除く。) (4) プラスチック製品製造業 (5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） (6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) 汎用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業及び武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業及び医療用計測機器製造業を除く。） (15) 情報通信機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） (17) その他の製造業 2 製造業（1に掲げる業種に係るものと除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 3 耕種農業 | 工場（主として左欄に掲げる事業の用に供する工場であって、光・電子技術、環境(新エネルギー、次世代輸送機器等)、福祉機器、ロボット及び航空宇宙関連等の成長産業分野の製品を生産する工場又は自然素材を活用した医薬部外品等及び健康関連の製品を生産する工場のいずれかに該当するものに限る。） |

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいう。